

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和7年8月1日

香 川 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川土器川水系土器川改修工事（飯野箇所・香川県丸亀市土器町東八丁目地内）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
所在 香川県丸亀市土器町東八丁目地内

地 番	地 目		地 積(㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	備 考
	公 簿	現 況	公 簿	実 測			
343番	宅地	宅地	428.76	403.69	12.75	10.93	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のKPM13、H1、H2、H3、C3及びKPM13の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分 (使用しようとする土地の区域) 添付実測平面図のH1、HY54-1、S1、S2、S3、S4、C4、H3、H2及びH1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた部分

（「添付実測平面図」は、省略し、香川県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所
堀邊興業株式会社 代表取締役 堀邊 義人 大阪府大阪市福島区福島二丁目2番4-501号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
堀邊 義人 大阪府大阪市福島区福島二丁目2番4-501号 根抵当権（仮登記設定）
- 6 裁決手続の開始を決定した日
令和7年7月30日